

住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

古 賀 市

2023年4月1日以降版

保健福祉部 福祉課 福祉相談係（生活再生支援担当）
〒811-3116 古賀市庄205番地 サンコスモ古賀
受付時間 平日 9：00～17：00（年末年始を除く）
TEL：092-942-1156 FAX：092-942-1154

住居確保給付金とは

離職、廃業又は休業等での収入減少により、経済的に困窮し、住宅を失った方や住宅を失うおそれのある方に対し、家賃相当分の給付金を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

例；32,000円（単身世帯） 38,000円（2人世帯） 41,100円（3～5人世帯）

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能。最大9か月間）

支給方法：貸主、不動産業者等の指定口座へ代理納付

申請から受給、その後の活動まで(概略)

※住居確保給付金に関する窓口は福祉課福祉相談係（サンコスモ古賀）です。

（1）住居確保給付金のご相談

- まず、窓口での自立支援の相談予約をお取り下さい。相談の過程で住居確保給付金の支給を要すると判断される場合又は支給要件に該当すると考えられる場合、制度の説明を行います。申請に必要な書類は窓口でお渡しします。

（2）公共職業安定所等で求職申込み又は経営相談先で経営相談の申込み

- 離職者、廃業者又は就業者で収入が減少した方は、公共職業安定所等（無料職業紹介所を含む）での求職申込みを、自営業で収入が減少した方の内、自立に向けた活動を行う方は経営相談先で経営相談の申込みをして下さい。

（3）申請書類等の提出

- 申請に必要な書類を提出して下さい。書類の詳細については6～7ページをご覧ください。なお、「住居を喪失するおそれのある方」と「住居を喪失された方」とではこの後の手順が異なります。詳細は8～11ページをご覧ください。

（4）住宅の貸主、不動産業者等との調整

- 貸主や不動産業者等に申請書の写しを提示して本制度の利用を申請する旨を説明し、「入居（予定）住宅に関する状況通知書」に必要事項の記載を受け、提出して下さい。

（5）受給資格の審査

- 提出された全ての書類を基に審査を行います。審査には日数がかかります。また、内容についてのお尋ねをする場合や、追加で書類の提出を求める場合があります。

（6）審査結果の通知及び住居確保給付金の支給

- 審査の結果は、原則窓口で通知書をお渡しすることによってお伝えします。支給決定した場合は、不動産業者会社等の指定口座へ古賀市から直接振込みます。

（7）求職活動等について

- 住居確保給付金の受給中は、各種活動を行っていただく必要があります。詳細は12～13ページをご覧ください。

受給要件

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職、廃業や休業等により住宅を失った、または失うおそれがある。
- ② 申請日において、離職、廃業の日から2年以内である。
 ※古賀市がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間とするものとし、その期間は最長4年とする。
 又は、給与その他の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに減少し、離職、廃業と同程度の状況である。
- ③ 離職等の日に、主たる生計維持者であった。
 又は、申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。
 ※離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の「収入基準額」以下である。
 (収入の捉え方については4ページ下をご覧ください。)

世帯人数	基準額(月)	家賃額(上限基準額)	収入基準額(収入の合計額)
1人	81,000円	32,000円	113,000円
2人	123,000円	38,000円	161,000円
3人	157,000円	41,100円	198,100円
4人	194,000円	41,100円	235,100円
5人	232,000円	41,100円	273,100円
6人	269,000円	45,000円	314,000円
7人	306,000円	49,300円	355,300円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	金融資産	世帯人数	金融資産
1人	48.6万円	4人	100万円
2人	73.8万円	5人	
3人	94.2万円	6人	

- ⑥ ハローワーク（公共職業安定所）等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（期間の定めが六月以上の労働契約による就職）をめざした求職活動を行う、又は行っている。
自営業者であって、収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらずに減少し、廃業と同程度の状況であって、自立に向けた活動を行うことが申請者の自立の促進に資すると古賀市が認める場合は、申請日の属する月から起算して3か月間（支給期間を延長する場合であって、古賀市が認める場合は6か月間）に限り、自立に向けた活動を行うことをもって、求職活動に代えることができる。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない。

支給額

あなたの世帯の支給額を試算してみましょう。

【手順1】まず下記の空欄に記入して下さい。

- ①（世帯人数） _____人
- ②（基準額） _____円
- ③（家賃上限額） _____円
- ④（収入基準額） _____円
- ⑤（家賃額） _____円 … 実際にお支払いされている家賃額を記載して下さい
- ⑥（申請月の収入額） _____円 … 下記「収入の捉え方」を参考に記載して下さい
- … 2ページ④の表を見て記載して下さい

【手順2】次のどれに当てはまるか確認して下さい。

- A ⑥（申請月の収入額） < ②（基準額）
- B ②（基準額） < ⑥（申請月の収入額） < ④（収入基準額）
- C ④（収入基準額） < ⑥（申請月の収入額）

Aに当てはまる方 … ⑤の金額となります。ただし、③の金額が上限となります。

Bに当てはまる方 … ② + ⑤ - ⑥の金額となります。

Cに当てはまる方 … 支給対象外です。

【Bに当てはまる方の例】

世帯人数4人、家賃額64,000円、収入額224,000円の場合

（基準額） （家賃額） （収入額）

19.4万円 + 6.4万円 - 22.4万円 = 3.4万円

結果として家賃64,000円の内、支給されるのは34,000円となります。

◎ 収入の捉え方について

【考え方】 給与収入：総支給額から交通費を差し引いた額

事業収入：営業収入等から経費（仕入等）を差し引いた額

その他の収入：年金、失業等給付、仕送り等

※特定の目的のために支給される手当や給付（児童扶養手当、特別障害者手当、奨学金等）、各種保険金については「収入」として算定しません。

受給中の生活費が必要な方は

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を受けることを条件に、古賀市社会福祉協議会の生活福祉資金制度を活用することができます。

【総合支援資金】

生活費及び一時的な資金を貸し付けることにより生活の立て直しを支援する制度です。

- (1) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身世帯/月15万円以内）
貸付期間/原則3か月（最長1年間）
- (2) 一時生活再建費：60万円以内

- ・貸付利子：連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は年1.5%

【緊急小口資金】

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の貸付けを受けられる制度です。

- ・貸付限度額：10万円以内
- ・貸付利子：無利子、連帯保証人：不要

住宅を喪失している方で資金が必要な方は

敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要な方や、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、古賀市社会福祉協議会の貸付け制度を利用できる場合があります。

【総合支援資金（住宅入居費）】

敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付けを受けられる制度です。

- ・貸付限度額：40万円以内
- ・貸付利子：連帯保証人ありの場合は無利子、連帯保証人なしの場合は年1.5%

【臨時特例つなぎ資金貸付】

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付けを受けられる制度です。

- ・貸付限度額：10万円以内
- ・貸付利子：無利子、連帯保証人：不要

申請をするために必要なもの

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書【様式1-1】
- ② 住居確保給付金申請時確認書【様式1-1A】
 - ・裏面②追加確認書類等の1又は2欄に以下の事項を記載して下さい。
 1. 公共職業安定所で求職申込された方は、「求職番号」
 2. 無料職業紹介所で求職申込された方は、「無料職業紹介所の名称」
 3. 経営相談を受ける方は、「経営相談先の名称」
- ③ 入居住宅に関する状況通知書（住宅を喪失するおそれのある方）
【様式2-2】
又は
入居予定住宅に関する状況通知書（住宅を喪失した方）【様式2-1】
 - ・不動産媒介業者等記載欄に不動産業者等の記載を受けて下さい。
- ④ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証※1、個人番号カード※2、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本、在留カード等
 - ※1 住所が変更されている場合は裏面の写しも必要です。
 - ※2 個人番号記載面（裏面）の写しは不要です。
 - ※ 顔写真のない証明書は2種類の提出が必要です。
- ⑤ 離職後2年以内であることが確認できる書類（次のいずれかの写し）
【離職の場合】
 1. 離職票、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、有期雇用契約の非更新通知、離職証明書、退職証明書（用紙「参考様式5」を希望される方はお申し出ください。）
 2. 上記書類の提出が困難な方
 - ・給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写し等、離職者であることが確認できる何らかの書類
 3. やむを得ず上記の書類が整わない場合
 - ・離職状況等に関する申立書「参考様式5-1」
 - ※上記2. 又は3. の方法による場合、事業主に対し、離職の事実を確認させていただく場合があります。
【廃業の場合】
 - ・廃業届、廃業したことを確認できる書類
 - ※なお、離職又は廃業の日から2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他古賀市がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の提出が必要です。
【収入の減少により離職又は廃業と同程度になった場合】
 1. 雇用労働者の方
 - 労働契約書類及び勤務日数や勤務時間の縮減が確認できるシフト表等

2. 個人事業主の方
店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類、注文主からの発注の取消しや減少が確認できる書類等
3. 上記書類が提出できない場合
就業機会の減少に関する申立書「参考様式5-2」

⑥ 収入関係書類（次のいずれかの写し又は原本）

【離職の場合】

給与明細書、賃金明細書、報酬明細書、預貯金通帳の収入の振込が記帳されたページ

※収入の対象は総支給額（ただし交通費を除く）です。

【廃業の場合】

住居確保給付金に関する収支状況表「参考様式9」

※収入の対象は事業収入（経費控除後）です。

【収入減少により離職又は廃業と同程度になった場合】

申請月及び減収前の収支が分かる資料

【失業保険や年金の支給を受けている場合】

雇用保険受給資格者証、年金振込通知書

※収入の算定対象外となるもの（例）

- ・児童手当等の各種手当や、奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付
- ・各種保険金
- ・退職手当等、臨時的に給付されるもの
- ・原則22歳以下かつ就学中の子の収入

⑦ 金融資産関係書類（写し）

【預貯金通帳】

- ・口座名義人、店番、支店名、口座番号等が記載されている見開きページ
- ・入出金明細のページ（申請月の1か月前から直近までのもの）
- ・定期預貯金のページ

※世帯全員の方の全ての分が必要です。

※最新の記帳をしてください。

※家賃や公共料金の支払が確認できるページが含まれている必要があります。振込み等でお支払いされている場合は、領収書等の写しをご提出下さい。

【株式、投資信託、債券、暗号資産等】（該当の場合のみ）

- ・各資産の残高が確認できる書類

⑧ 賃貸借契約書（写し）

申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

1 ご相談から申請まで

- (1) 福祉課福祉相談係（サンコスモ古賀）でご相談の上、住居確保給付金の申請をされる方は、「住居確保給付金申請時確認書」【様式1-1A】（以下「確認書」）の誓約事項及び同意事項を承諾いただき、記名をして下さい。申請に必要な書類をお渡しします。
- (2) 下記の区分に応じ、該当の箇所にそれぞれ記載して下さい。
 - ① 離職者、廃業者又は就業者で収入が減少した方は、公共職業安定所（ハローワーク）又は無料職業紹介所で求職申込みをし、「確認書」の裏面「②追加確認書類等」の1に「求職番号」又は「無料職業紹介所の窓口名称」を記載して下さい。
 - ② 自営業者で収入が減少した方の内、自立に向けた活動を行う方は経営相談先（よろず支援拠点など）で経営相談の申込みをし、「確認書」の裏面「②追加確認書類等」の2に「経営相談先の名称」を記載して下さい。
- (3) 申請書類を提出して下さい。必要な書類について、詳しくは6～7ページをご覧ください。書類が確認できましたら申請書の写しをお渡しします。
- (4) 住居の貸主や不動産業者等に本制度の利用を申請した旨を説明し、申請書の写しを提示して「入居住宅に関する状況通知書」【様式2-2】に必要な事項の記載を受け提出して下さい。その際、支給決定から業者等の口座に振り込まれるまで約2週間かかることをお伝え下さい。

2 審査・決定

- (1) 提出された全ての書類を基に、審査を行います。審査の結果、受給資格があると判断された場合には「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。併せて、以下の書類をお渡しします。
 - ① 求職活動をされる方
「職業相談確認票」【参考様式6】及び「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」【参考様式7】
 - ② 自立に向けた活動をされる方
「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」【参考様式10】及び「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」【参考様式11】

- (2) 貸主や不動産業者等には「住居確保給付金に関する決定について」及び「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を送付します。
- (3) 住居確保給付金は貸主や不動産業者等の口座に直接振込みます。
- (4) 受給資格がないと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨を連絡して下さい。

3 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、古賀市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失している方の場合

1 ご相談から申請まで

- (1) 福祉課福祉相談係（サンコスモ古賀）でご相談の上、住居確保給付金の申請をされる方は、「住居確保給付金申請時確認書」（以下「確認書」）の誓約事項及び同意事項を承諾いただき、記名をして下さい。申請に必要な書類をお渡しします。
- (2) 下記の区分に応じ、該当の箇所にそれぞれ記載して下さい。
 - ① 離職者、廃業者又は就業者で収入が減少した方は、公共職業安定所（ハローワーク）又は無料職業紹介所で求職申込みをし、「確認書」の裏面「②追加確認書類等」の1に「求職番号」又は「無料職業紹介所の窓口名称」を記載して下さい。
 - ② 自営業者で収入が減少した方の内、自立に向けた活動を行う方は経営相談先（よろず支援拠点など）で経営相談の申込みをし、「確認書」の裏面「②追加確認書類等」の2に「経営相談先の名称」を記載して下さい。
- (3) 申請書類を提出して下さい。必要な書類について、詳しくは6～7ページをご覧ください。書類が確認できましたら、申請書の写しをお渡しします。
- (4) 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、古賀市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して「臨時特例つなぎ資金」の借入申込みを行うことができます。

2 入居予定住宅の確保

- (1) 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は申請書を提出した古賀市内です。
- (2) 敷金・礼金などの入居初期費用について、古賀市社会福祉協議会の「総合支援資金貸付（住宅入居費）」を利用する場合は、その旨不動産業者等に伝えて下さい。
- (3) 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」【様式2-1】への記載を受け、提出して下さい。

3 審査・決定

- (1) 上記で提出された書類を基に、審査を行います。審査の結果、受給資格があると判断された場合には「住居確保給付金支給対象者証明書」【様式3】及び「住居確保報告書」【様式5】をお渡しします。

- (2) 「住居確保給付金支給対象者証明書」を不動産業者等に提示し、入居予定の住宅に関する賃貸借契約を締結して下さい。住宅入居費の借入申込みを行っている場合はその申請書の写しも提示して下さい。（この場合、原則として貸付金の振込みが確認された日をもって効力が発生する「停止条件付契約」となります）
- (3) 住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」と併せて「賃貸借契約書」及び新住所の「住民票」を提出して下さい。
- (4) 「住居確保報告書」と「賃貸借契約書」の内容を確認し、支給を決定した場合は「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。
- (5) 以下の書類をお渡しします。
 - ①求職活動をされる方
「職業相談確認票」、「住居確保給付金 常用就職活動状況報告書」
 - ②自立に向けた活動をされる方
「住居確保給付金 自立に向けた活動計画」、「住居確保給付金 自立に向けた活動状況報告書」
- (6) 貸主や不動産業者等には「住居確保給付金に関する決定について」及び「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を送付します。
- (7) 住居確保給付金は貸主や不動産業者等の口座に直接振込みます。
- (8) 支給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡して下さい。

4 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- (1) 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、古賀市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付(住宅入居費)の借入れを申込みすることが可能です。
- (2) 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、併せて古賀市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

受給中の求職活動について①

支給期間中は、ハローワークまたは古賀市無料職業紹介所の利用、福祉課福祉相談係（サンコスモ古賀）の支援員（以下、「支援員」と表記します。）の助言、その他さまざまな方法により、常用就職に向けた求職活動を行って下さい。

【公共職業安定所等での求職活動を行う方の場合】

- ① 毎月2回以上、ハローワークまたは古賀市無料職業紹介所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」を持参して、ハローワークまたは古賀市無料職業紹介所の担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認印を受けて下さい。
- ② 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークまたは古賀市無料職業紹介所における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。活動内容は、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付又は記入して、支援員に報告して下さい。
- ③ 毎月4回以上、支援員による面談等の支援を受ける必要があります。面談時は「職業相談確認票」を支援員へ提示し、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用して、職業相談状況を報告して下さい。
※支援員との面談等は電話でも可能です。その場合、報告書等は郵送して下さい。ただし、毎月少なくとも1回は対面での面談が必要です。

受給中の求職活動について②

【自立に向けた活動を行う方（自営業者）の場合】

- ① 支援員へ経営改善に関する相談をして下さい。
※相談者が自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に關すると判断された場合、支援員が経営相談先を説明します。相談者は経営相談先で事前相談を受けていただきます。支援員は事前相談の内容を申請者に確認した上で経営相談先への相談申込みを案内します。
- ② 原則毎月1回以上、経営相談先（福岡県よろず支援拠点、商工会議所、商工会、都道府県が認める公的な経営相談先）で面談等の支援を受けて下さい。その際「住居確保給付金自立に向けた活動計画」を作成し、持参して下さい。
- ③ 経営相談先の助言等のもと、相談者が作成した自立に向けた計画書に沿って月1回以上、活動を行って下さい。
- ④ 毎月4回以上、支援員による面談等の支援を受ける必要があります。面談時は「住居確保給付金自立に向けた活動計画」及び「住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書」を支援員へ提示し状況を報告して下さい。なお、自営業者の方でも、受給を開始してから6か月目以降は離職者等と同様の求職活動が必要です。
※支援員との面談等は電話でも可能です。その場合、報告書等は郵送して下さい。ただし、毎月少なくとも1回は対面での面談が必要です。

受給中に常用就職した場合の届出について

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を提出して下さい。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を毎月提出して下さい。

延長・再延長等の要件について

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば3か月間を限度に、2回まで延長（延長・再延長）することが可能です。
（要件）
 - ・ 受給中に誠実かつ熱心に就職活動を行っていたこと
 - ・ 世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
- ◆ 住居確保給付金の受給期間の延長・再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月の末日までにお申し出下さい。

支給額を変更できる場合について

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・ 世帯の収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
- ◆ 申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったこと又は収入が下がったことを証明する書類をお持ち下さい。

支給を中止する場合について

- ◆ 毎月2回以上のハローワーク等での就職相談、原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等の就職活動、それらの活動を報告するための毎月4回以上の支援員による面談、これらの活動を怠る方については、支給を中止します。
- ◆ 支援員が策定した自立相談支援プランに従わない場合は支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合は、原則として、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（貸主等からの要請の場合、支援員の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。ただし、住居確保給付金を受給後、新たに解雇等（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇等を除く）された場合、支給要件に該当すれば再度の支給を受けることができます。ただし、前回の支給から1年以上が経過していること、支給後に収入が回復していることが必要となります。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

給付金を徴収する場合について

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金について自治体が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

申請用紙チェックリスト

提出書類	チェック
生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）	<input type="checkbox"/>
住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）	<input type="checkbox"/>
入居住宅に関する状況通知書（様式2-2）※住宅を喪失するおそれのある方	<input type="checkbox"/>
本人確認書類（運転免許証・個人番号カード・健康保険証・福祉手帳・住民票・戸籍謄本の写し等）	<input type="checkbox"/>
離職等関係書類（離職票・退職証明書・離職を確認できる書類・離職状況に関する申立書等）	<input type="checkbox"/>
収入関係書類（給与明細・預貯金通帳の振込の記載ページ等）	<input type="checkbox"/>
資産に関する書類（世帯全員分の金融機関の通帳の写し等）	<input type="checkbox"/>
賃貸契約書の写し	<input type="checkbox"/>
入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）※住宅喪失者のみ	<input type="checkbox"/>
住居確保報告書（様式5） ※住宅喪失者のみ	<input type="checkbox"/>
家賃や公共料金支払いの領収書等の写し ※家賃や公共料金を振込み等でお支払いされている方のみ	<input type="checkbox"/>
上記以外に支援員から提出を求められた書類等 ()	<input type="checkbox"/>